

第7 関係法規等

1 関係法規

生活衛生関係営業に関係する主なその他の法律としては、以下のものがある。

【環境に関する法律】

- ・水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- ・下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律－食品リサイクル法（平成12年6月7日法律第116号）

【消費者又は利用者擁護に関する法律】

- ・消費者基本法（昭和43年5月30日法律第78号）
- ・消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）
- ・個人情報の保護に関する法律－個人情報保護法（平成15年5月30日法律第57号）

【福祉に関する法律】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律－バリアフリー新法（平成18年6月21日法律第91号）
- ・身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）

【食に関する法律】

- ・食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）
- ・食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）

2 関係通知

○ 新規生衛業者への情報提供

健衛発0726第1号 平成23年7月26日
都道府県 各 政令市 衛生主管部（局）長 殿 特別区
厚生労働省健康局生活衛生課長
新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の 運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について
<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的としており、生活衛生関係営業者には、極めて関連の深い法令の一つです。</p> <p>生衛法第3条に基づく生活衛生同業組合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す、 ・衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する、 <p>といった役割を果たしています。</p>

また、生活衛生同業組合に加入する組合員には、

- ・株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）を通じて実施している生活衛生融資による特別金利が適用になる、
- ・福利厚生、共済事業等を実施しており、そうした仕組みを利用できる、
- ・税制上、経営基盤の安定を図るため、特別償却や固定資産税の減免等

といった優遇措置があります。

組合への加入、非加入は、各営業者の任意であります。上記の機能を鑑みて、また、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられることから、

- ・都道府県（保健所）への営業の許可申請、届出に際して、
- ・一般融資に当たっての都道府県（又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター）が推薦書の発行申込みを受けた際に、
- ・その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際に、

営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供を行うようお願い申し上げます。

なお、振興計画を未作成の組合に対して、営業者の営業の振興が計画的に推進され、日本公庫からの貸付に有利な条件が適用されるよう、振興計画の作成に関して、「振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について」（平成23年5月17日健衛発0517第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により通知していますので、念のため申し添えます。

別添

情報提供内容（例）

－ 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 －

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（生衛法）に規定される営業です。

- (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
- (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
- (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
- (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

※生活衛生関係営業：

- ①飲食店営業（すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食）
- ②喫茶店営業 ③食肉販売業（食鳥肉、食肉） ④氷雪販売業
- ⑤理容業 ⑥美容業 ⑦興行場営業
- ⑧旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所） ⑨公衆浴場業 ⑩クリーニング業

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- (3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

- 融資限度額が大きい ○貸付期間が長い ○金利が低い
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり 等

○ 生衛業の節電行動の徹底を徹底を図るための基本的な考え（答申）

<p>厚生労働大臣 細川 律夫 殿</p>	<p>厚科審第20号 平成23年8月2日</p> <p>厚生科学審議会会長 垣添 忠生</p>
<p>生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考えについて(答申)</p>	
<p>標記について、平成23年6月27日付け厚生労働省発健0627第2号をもって厚生労働大臣より諮問があった、生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方については、別紙のとおり結論を得たので、答申する。</p>	
<p><u>※別紙として、生活衛生適正化分會会長からの報告の別紙を添付する。</u></p>	

	別紙
生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方について	
1. 基本認識	
<p>東日本大震災は、被害が広範に及ぶだけでなく、津波に加え原子力施設が影響を受け非常に憂慮される状況が続いており、被害を受けた組合員の方々に対し、心から哀悼の意を表するとともに、生活衛生関係営業者（以下、「営業者」という。）、生活衛生同業組合（以下、「組合」という。）及び生活衛生同業組合連合会（以下、「連合会」という。）が協力しあって被災地域を中心に支援を行う必要がある。</p>	
<p>とりわけ、発電施設の損壊による電力制約が継続し、節電の取り組みが広がるなか、生活衛生関係営業の社会的責任として数年にわたり節電の徹底を図っていくことが求められており、このような状況の下、当分科会として、生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方について、以下のとおりとりまとめた。</p>	
2. 節電行動による使用電力の抑制	
(1) 営業者に期待される役割	
<p>空調・照明設備等に係る節電や従業員・顧客に対する節電啓発、中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入等の具体的取組を含む自主的な計画（以下、「節電行動計画」という。）を営業者が策定・公表することで、使用電力の抑制に向けた取り組みを行うこと。</p>	
<p>ただし、営業者が節電行動を行う際は、衛生状態が損なわれ食中毒等の問題が発生しないよう、十分な配慮をすること。</p>	
<p>なお、節電行動計画等に基づき具体的に取り組む例は下記のとおり。</p>	
①空調・照明設備等に係る節電	
<ul style="list-style-type: none"> ・従来型蛍光灯を高効率蛍光灯やLED照明に交換 ・使用していないエリアの空調の停止 ・空調フィルターの定期的交換 ・日射を遮るため、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれ、緑のカーテンを活用 ・使用していない機器のプラグを抜く 	
②従業員・顧客に対する節電啓発	
<ul style="list-style-type: none"> ・店舗（施設）全体の節電目標と具体策について従業員・顧客へ理解と協力を求める ・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う 	
③中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入	
<p>店舗（施設）の改修、機器の購入及び更新に際しては、以下の項目の設備の導入についても配慮すること。</p>	

- ・省エネルギー対応の冷凍・冷蔵設備の導入
- ・営業車にクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の導入
- ・人感センサー、LED照明等の導入
- ・二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・自家発電用設備の導入
- ・節電・非常用需要に対応する蓄電設備
- ・ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入

(2) 組合及び連合会に期待される役割

組合及び連合会においては、営業者が具体的な節電行動を行えるよう、都道府県生活衛生営業指導センターや地域の自治体等と連携しながら、啓発活動や節電行動計画の作成に対する支援、個別訪問等を通じた具体的取組方法等についての情報提供、協力依頼などに積極的に取り組むこと。

また、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう努めること。

さらに、営業者を対象とした説明会等を開催し、積極的な取組を呼びかけることで、節電意識の喚起、定着に努めること。

(3) 政府等に期待される役割

政府においては、営業者、組合及び連合会が節電行動に必要な設備投資や説明会などを円滑に行えるよう、平成24年度概算要求、平成24年度税制改正大綱などにおいて時宜に即した対応と情報提供を積極的に行うとともに、株式会社日本政策金融公庫においては、必要な資金需要に対し、円滑に低利融資を行うよう努めること。

3. 新たな需要の取り込み

家庭での節電意識の高まりや節電行動の一環として企業が営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長等に取り組む例が増加するなか、以下に掲げる新たな消費需要に対応した商品・サービスの開発・提供に努めることで、大震災がもたらした需要面の影響を緩和し、営業活動の活性化を図ること。

(1) 「朝活」・「アフター4」販促の実施

サマータイムの導入などで、従来より早く就業したり仕事を終える会社員らを顧客ターゲットとして、早朝・夕方における営業時間枠の拡大や新たな商品・サービスの開発、特別料金の設定などに対応し、顧客の増加につなげること。

(2) 「節電商品」・「節電サービス」の提供

家庭での消費電力削減に寄与する商品に関心が高まるなか、家庭で電気を使わないという視点で新たな商品の開発・提供を行い、顧客の増加につなげること。

- (例) ・家庭での消費電力削減に資する長期滞在型商品の開発・提供
- ・家庭での消費電力削減に資するヘアスタイルの提案

4. 今後の取組について

今後の電力需給状況については、エネルギー政策の動向にもよるところであるが、電力制約が東日本大震災からの復興と経済活動の妨げや衛生水準の低下につながることはないよう、日々対応できる省エネルギーの取り組みについて着実に推進していくことが必要である。

その際は、短期的な節電行動としての取り組みに終わらせるのではなく、経営の合理化や可能な場合には、新たな需要（ビジネス機会）の取り込みに資する形で省エネルギーを継続的に進めていくことが重要である。

なお、電力需給の状況については、今後、変化することも有り得ることから、必要に応じて本内容の再検討を行い、継続的に見直していくものとする。